

平成 1 8 年 9 月 6 日

平成 1 8 年第 3 回 岬町議会定例会

第 2 日 会議録

平成18年第3回(9月)岬町議会定例会第2日会議録

平成18年9月6日(水)午前10時00分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 和 田 博 之
5番 奥 野 学	6番 中 原 晶	7番 辻 下 正 純
8番 竹 内 邦 博	9番 出 口 実	10番 反 保 多喜男
11番 岡 本 重 樹	12番 和 田 勝 弘	14番 福 田 収
15番 谷 本 貢	16番 田 島 乾 正	17番 (欠員)

欠席議員 次のとおり1名であります。

13番 鳥谷部 昭

欠 員 1名

傍 聴 0名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	助 役 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄
事 業 部 長 松 永 英 三	事 業 部 理 事 藏 ヶ 崎 龍 男
上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜	教 育 部 長 岡 田 耕 治
教 育 部 副 理 事 兼 兼 生 涯 学 習 課 長 淵 原 義 仁	教 育 部 副 理 事 兼 兼 青 七 文 七 所 長 一 本 稔 明

教育部副理事 兼淡輪公民館長	入 口 博 行	総務部危機管理課長	亀 崎 義 夫
総 務 部 行財政改革課長	四至本 直 秀	企画部企画人事課長	保 井 太 郎
住民部保険年金課長	谷 下 芳 文	住民部税務課長	吉 田 一 人

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	辻 下 一 博	議会事務局主幹 兼 議 会 係 長	竹 下 雅 樹
--------	---------	----------------------	---------

議事日程

- | | | |
|------|---------|--|
| 日程 1 | 議案第 68号 | 平成 1 8 年度岬町一般会計補正予算（第 2 次）の件 |
| 日程 2 | 議案第 69号 | 平成 1 8 年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）の件 |
| 日程 3 | 議案第 70号 | 平成 1 8 年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 次）の件 |
| 日程 4 | 議案第 71号 | 平成 1 8 年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 1 次）の件 |
| 日程 5 | 議案第 72号 | 平成 1 8 年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第 1 次）の件 |
| 日程 6 | 議案第 73号 | 平成 1 8 年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第 1 次）の件 |
| 日程 7 | 議案第 74号 | 平成 1 8 年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第 2 次）の件 |
| 日程 8 | 議案第 75号 | 工事請負契約締結の件（多奈川小島地区栈橋改造工事） |
| 日程 9 | 議案第 76号 | 工事請負契約締結の件（多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事（その 4）） |
| 日程10 | 議案第 77号 | 岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件 |
| 日程11 | 議案第 78号 | 岬町火葬場使用条例の全部を改正する件 |
| 日程12 | 議案第 79号 | 岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程13 | 議案第 80号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件 |
| 日程14 | 議案第 81号 | 岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する件 |
| 日程15 | 議案第 82号 | 岬町国民健康保険条例等の一部を改正する件 |

日程16	議案第 83号	岬町下水道条例の一部を改正する件
日程17	議案第 84号	岬町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する件
日程18	議案第 85号	岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件
日程19	議案第 86号	岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件
日程20	議案第 87号	岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する件
日程21	議案第 88号	岬町水道給水条例の一部を改正する件
日程22	議案第 89号	岬町深日地区財産区管理委員の選任について同意を求める件
日程23		平成17年度成果報告・決算に関する説明
日程24	議案第 90号	平成17年度岬町一般会計決算認定の件
日程25	議案第 91号	平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件
日程26	議案第 92号	平成17年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件
日程27	議案第 93号	平成17年度岬町老人保健特別会計決算認定の件
日程28	議案第 94号	平成17年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件
日程29	議案第 95号	平成17年度岬町介護保険特別会計決算認定の件
日程30	議案第 96号	平成17年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件
日程31	議案第 97号	平成17年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件
日程32	議案第 98号	平成17年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件
日程33	議案第 99号	平成17年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件
日程34	議案第100号	平成17年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件
日程35	議案第101号	平成17年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件
日程36	議案第102号	平成17年度岬町水道事業会計決算認定の件

(午前10時00分 開議)

和田博之議長 おはようございます。

ただいまから平成18年第3回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻、午前10時ちょうどでございます。

本日の出席議員は14名であります。欠席者数は1名であります。欠員は1名であります。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

和田博之議長 日程1、議案第68号「平成18年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程1、議案第68号、平成18年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件につきまして、ご説明いたします。

現在、我が国の景気は回復傾向にあるものの、当町の歳入面におきましては地価の下落、人口構成等のさまざまな要因によりましていまだ反映されず引き続き厳しい状況でございます。歳出面では、公債費の増加等により多額の財源不足が予想されることから、今般の補正予算につきましても法令等に基づくもの並びに緊急性の高い経費を中心として編成いたしております。

では、議案書の説明に入りますが補正予算書、歳入歳出予算事項別明細書、なお、歳入歳出説明欄におきましては旧課名で表示されている部分がございます。この部分につきましては、当初予算編成時において旧来の課名で配分されている関係上、今後を含めまして今年度の補正分は旧課名で表示されますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,037万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億7,572万3,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ以降に記載されておりますのであわせてご参照願います。

地方交付税につきましては、普通交付税、3,106万6,000円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては地域介護福祉空間整備等交付金、750万円を計上いたしております。

す。

寄附金につきましては一般寄附金50万円を計上いたしております。

繰入金につきましては深日財産区特別会計繰入金としまして、自治区消火栓格納庫設備補修補助金を目的といたしまして59万円、多奈川財産区特別会計繰入金といたしまして、社会福祉費、備品購入を目的として38万5,000円、また集会所改修等に108万8,000円、朝日地区のり面整備設計業務に50万円、自治区消火栓格納庫設備補修補助金に123万9,000円、淡輪財産区特別会計繰入金といたしまして、小型動力ポンプ購入を目的として235万1,000円、自治区消火栓格納庫設備補修補助金に108万6,000円、各財産区合わせまして723万9,000円を計上いたしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金2,016万9,000円を計上いたしております。

諸収入につきましてはコミュニティ助成金250万円を計上いたしております。

町債につきましては行政改革推進債としまして、淡輪小学校大規模改修事業を地域再生事業債に変更すべく700万円を減額計上し、減税補てん債としましては、限度額の確定に伴いまして740万円を計上し、また、地域再生事業債につきましては消防ポンプ自動車整備、西畑線整備、淡輪小学校大規模改修の各事業の一般財源1,100万円を発行可能となり、合わせまして1,140万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。3ページと4ページをご参照願います。なお、詳細につきましては11ページ以降に記載されておりますのであわせてご参照願います。

総務費につきましては、一般職退職手当として2,221万円、自治区掲示板修繕料として9万円、高速道路使用料として19万3,000円、多奈川財産区特別会計繰入金に係る自治区連合会運営補助金291万5,000円、朝日地区のり面整備に係る設計業務委託料として50万円、集会所改修工事費として108万8,000円、コミュニティ助成金に係る備品購入補助金として250万8,000円、町税税率引き上げに係る町外事業所周知経費といたしまして44万1,000円、町税過誤納償還金として1,338万円、合わせて4,332万5,000円を計上いたしております。

民生費につきましては、障害者自立支援法により、身体障害者デイサービス給付費等の扶助費277万5,000円を委託料に振りかえまして、また、同法により、障害者相談事業等負担金176万7,000円、多奈川財産区特別会計繰入金に係るテント等備品購入費38万5,000円、国庫支出金に係る介護予防拠点整備事業800万円、身体障害者保護費等国・府負担金並びに補助金の前年精算返還金として、合計523万5,000円、合わせて1,538万7,0

00円を計上いたしております。

衛生費につきましては、指定管理者制度導入経費といたしまして、9万4,000円、美化センターでの昨年の爆発事故により火災保険料の掛金増額分として13万8,000円、合わせて23万2,000円を計上いたしております。

次に、土木費につきましては西畑線整備事業における220万円の一般財源から地方債への財源更正、都市計画図等作成業務委託料といたしまして239万4,000円、路線バス運行補助金増額分として1,200万円、合わせて1,439万4,000円を計上いたしております。

消防費につきましては、阪南岬消防本部阪南消防署の耐震診断による組合負担金134万4,000円、消防ポンプ自動車整備事業における180万円の一般財源から地方債への財源更正、淡輪財産区繰入金に係る小型動力ポンプの購入費235万1,000円、合わせて369万5,000円を計上いたしております。

教育費につきましては、多奈川小学校のトイレ排水管修繕料16万6,000円、同小学校のシャッター設置工事費32万6,000円、岬中学校カーテン取りかえ工事費103万3,000円、図書管理用パソコン購入費66万1,000円、淡輪公民館講堂床修繕料負担金8万4,000円、共同調理場等の修繕料16万2,000円、換気扇設置工事費20万9,000円、合わせて264万1,000円を計上いたしております。

災害復旧費につきましては、ことし7月上旬に崩落した林道藤谷線の工事費70万円を計上いたしております。

次に、5ページを参照願います。債務負担行為の補正につきましては路線バス対策事業、淡輪老人福祉センター運営事業の追加に係る期間・限度額の補正を行うもので、期間はともに、平成19年から平成22年度まで、限度額は路線バス対策事業が1億6,800万円、淡輪老人福祉センター運営事業が376万円を追加するものでございます。

次に、6ページをご参照願います。地方債の補正につきましては地域再生事業債の追加に係る補正を行うもので限度額1,100万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率7%以内、ただし利率の見直し方式で借り入れる財政融資資金等について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものでございます。

資金区分、財政融資資金、または大阪府その他でございます。償還期間は25年以内、据置期間5年以内。償還方法、年賦、半年賦元金または元利均等償還その他を追加するものでございます。

また、行財政、行政改革推進債、並びに減税補てん債につきましては限度額の変更に係る補正

を行うものでございまして、行政改革推進債は限度額 2,100 万円を 1,400 万円に減額し、減税補てん債は限度額 1,010 万円を 1,750 万円に増額変更するものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、総務文教委員会並びに事業民生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、事業民生の各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

和田勝弘君。

和田勝弘議員 2 ページの歳入の件ですわ。地方交付税でございますが、ありがたいことにはふえているので何ですが、現在国の見直しでは少なくなっているのに岬町ですか、なぜこういうふうによくなったのか、その点だけお聞きしたい。

それと最終の 15 ページの給食センター改修工事、これは何、ちょっとよう聞かなんだのもう一度だけお聞きしたいと思います。

和田博之議長 中口総務部長。

中口総務部長 和田議員の質問ですけれども、今般平成 18 年度地方交付税として当初としましては地方交付税並びに特別地方交付税合わせまして 16 億 1,000 万円を計上いたしております。7 月 25 日に地方交付税の増額支給がございまして、このたび地方交付税が当初予算で 13 億 6,000 万のところを 14 億 4,522 万 9,000 円という額になりました。その差額分を今回増額計上させていただきました。

以上です。

和田博之議長 田中教育長。

田中教育長 給食センターの工事費について説明いたします。

給食センターの工事費につきましては、岬中学校の給食施設でございましてこれにつきましては下洗い施設、槽があるんですがその前の壁がですね、ぼろぼろ落ちてくるので衛生的に悪いということでステンレスに張りかえるということと、それと換気扇、これについては給食する際に熱が出ますのでその熱を出すという作用のために換気扇をつけるという工事でございます。

以上でございます。

和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。田島乾正君。

田島乾正議員 私も担当委員会でない部分についてちょっと説明求めたいと思います。

まず歳入の部分で9ページのところにある款18のこの繰入金ですね、特別会計の。この各財産区の部分について繰入金の金額が表示されているんですけども内容等ご説明いただけたらありがたいんですけどね。この原資をどのように使われるのか、この内容等ご説明まず1点していただきたいのと、そして歳出の総務費の中で一般管理費、ここの部分で自治区連合会運営補助金291万5,000円、この項についても運用内訳ちょっとご説明、この2点お願いしたいと思います。

和田博之議長 中口総務部長。

中口総務部長 田島議員の繰入金につきまして、先ほどちょっと言葉はしよった説明でしたので再度もう一度説明させていただきます。

深日財産区特別会計繰入金といたしまして、自治区消火栓格納庫設備補修補助金等を目的としまして59万円がございます。

次に多奈川財産区特別会計繰入金といたしまして、社会福祉費備品購入を目的とする38万5,000円、また集会所改修等に108万8,000円、朝日地区のり面整備設計業務に50万円、自治区消火栓格納庫設備補修補助金として123万9,000円でございます。

次に淡輪財産区特別会計繰入金といたしまして、小型動力ポンプ購入を目的として235万1,000円、自治区消火栓格納庫設備補修補助金として108万6,000円、この各3財産区合わせまして723万9,000円を計上いたしております。

以上です。

和田博之議長 竹本企画部長。

竹本企画部長 お答えいたします。

歳出の自治区連合会補助金の291万5,000円でございますけれども、ただいま総務部長が言いましたように各地区の格納庫ですね、消火栓ボックス、その合計額でございます。詳細につきましては、各地区、自治区を回りましたときに非常に消火栓ボックスが傷んでいるもしくは使用できない。それと中身につきましても紛失と思うんですけどもなくなっているということとをたくさん発見しました。

それですと、各自治区長に調査を依頼いたしまして、多奈川地区ではボックスが17、それとホースが38、T型レンチが12、筒先が11ということで合計59万円、多奈川地区につき

ましては、消火栓ボックスが従来より1基も設置されていない地区がございましたので、ここに
つきまして5地区は新設でございます。

それと淡輪地区につきましては、ボックスが20、ホースが27、T型レンチが12、筒先が
11ということで合計103万4,000円。

それとですね、深日地区でございますけれども、深日地区はボックスが4つ、ホースが22、
T型レンチが5つ、筒先が7つということで58万9,050円と。

以上でございます。

和田博之議長 ほかに質疑ございませんか。田島乾正君。

田島乾正議員 今説明していただいたんですけれども、私なぜこういうことを質問するのかと言
いますと、やはり各字に持ってる財産区のお金というのは運用に関しては色がついているという
ことで今質問させてもらったんですけれども、あくまでも財産区の繰り入れ、一般会計に繰り入
れるに当たってその字のために使うべきもので、使っているとは言うてませんよ、ということで
やはりこの原資っていうのは色つきであって運用については本当に十分運用を図ってもらわんと、
応用されたような運用されては困ると。そういうことで今回質問させてもらったんですけれども、
よその委員会のもんですから余り深くは聞きませんけれども、そういうことはないと思うん
ですけれども、あればけしからんことでそういうことでいとも簡単に財産区のお金を一般会計に入れて
公共事業に使うのは、その原資ちゅうんは色がついたお金ですからその運用を間違わないように
ひとつ要望したいと思います。細かいことは言いません、担当課わかっていると思うんで。

それで最後の連合会運営補助金の部分については今説明していただいてわかったんですけれど
も、なぜこういうことを申し上げるかということ、過日自治区連合会代表以下4名が議会に対して
要望事項が上がってきたわけですね。その要望内容を確認したところ以前から言うてる防犯灯の
維持管理についてカットされたと、これはけしからんことやというその内容で、これに対しては
私は言ったんですけれども、何も私ら議会がカットしたん違いますよ、前町長がカットしたので
あって持ってくる矛先が間違ってるのと違いますかとかこういう指摘をしたんですよ。そこで一つ
心配するのはそこまで言ってくるちゅうことは、議会に対して言ってくるということは住民とし
ての要望だと思いますので、本当にその防犯灯の各自治区で運営が大変困ってるんか困ってないん
か、今ご答弁できなかつたら後で結構ですからそういう実態調査、カットした部分の成果ちゅう
んはメリット、デメリットは当然確認すべきと思うんですわ。財政ないからいうてこういうこと
をすれば当然議会に対しても矛先を向けてきたわけですね。今回も厳しいご指摘の理由の中には
こういう防犯灯の自治区運営費もカットされたと、けしからんと、議会何しとるんやとこういう

ご指摘受けたので、運用面については十分配慮してもらわないと自治区連合会の不満が議会に持ってこられたわけですね。ということで僕ら対応するのも大変困ったわけです。実際のことを披瀝したんですけれども、ということでカット、現おられる方は違いますよ、前町長がそういうことをね、やればやはりやった結果1年後には成果を確認せないかん。大変運営しんどいんか困ってないか。このことを踏まえてやっていただきたいなど。今回防犯灯の関係でこれ補助金出したんかなちゅう考えで説明求めたんですけれども消火栓と。そういうことであれば結構ですけれども。その点一つ担当の方にはお願いしたいんは、カットした部分を本当に防犯灯が運営が困ってるんか困ってないんか、その確認だけしてあげてほしいんですね。耳にしたところある地域で防犯灯皆の割り当ての数を持ち寄ってそれである部分、暗いところ、大手の企業が転出したと。その跡には結構暗い生活道路があるらしいんですよ。それを我慢して1カ所に設置したと、そういうご苦労があるので何も自治区連合会についてけちをつけているのじゃないけれどもやっぱりカットしたらカットしたでフォロー、そういうことをやっぱり成果を確認してそういう予算組みをしてあげたいなど。

和田博之議長 これ要望ということで。

田島乾正議員 はい要望として。

和田博之議長 ちょっと後の方がなじみないんでね。

ほか質疑ございませんか。中原君。

中原 晶議員 先ほど和田勝弘議員が質問されたことに関連して詳細な説明を求めたいのですが、2ページの地方交付税の増額についてご質問されておられて、中口総務部長が説明をしてくださっていましたが、先ほどの説明は質問に答えていないように感じております。というのは結果として最初幾らだったのが幾ら増額になってこれだけになりましたということの説明を求めたのではなくてその中身、理由を問うていたのだと思いますのでそこをちょっと詳細に説明いただけますでしょうか。増額の理由をよろしくお願いします。

和田博之議長 中口総務部長。

中口総務部長 中原議員の質問でございますが、なぜというところなんですけれども、先ほど言いましたように7月25日付で地方交付税の増額が岬町に対してありましたので、速やかに近々の議会に増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

和田博之議長 その理由ていうのは何、その日に決まったということやね正式に。

中原 晶議員 何でふえたんかっていう。

和田博之議長 正式に決まったということやねその日に。それちょっと、正式にその日に決まったということで。

中口総務部長 正式に7月25日に決まったからでございます。

和田博之議長 中原議員。

中原 晶議員 恐れ入りますが、和田勝弘議員がおっしゃっていたことも私の疑問も答えていただけらるんですか。

和田博之議長 地方交付税の趣旨、趣旨を。その7月25日に正式に決まったということやろ。

中原 晶議員 決まったんはわかったんやけど、全国どこもお金をもらえてないのにね、またふえたなという話。

和田博之議長 大きな要因はなんやていうその要因だけの話や、はい。

中原 晶議員 よろしく願います。

和田博之議長 四至本課長。

四至本総務部行財政改革課長 行財政課の四至本でございます。今の中原議員のご質問ですけれども、毎年この予算につきましては国の地方財政計画ということに基づきまして交付税を算定しているわけですけれども、今回地方交付税の基礎数値を報告した結果7月の25日につきましては交付税の額が決定されまして、その結果増額になったというものでございます。それにつきまして今回一般財源に係る分の補正財源といたしまして計上するという内容でございます。

以上です。

和田博之議長 中口総務部長。

中口総務部長 中原議員のあれですけれども、先ほど財政課長が申しましたように、財政計画というのはその都度その都度、年例えば4期やったら4期等々あるんですけれども、その財政計画を我々の上部団体である大阪府市町村課と絶えず財政執行状況を詰めております。また、国とのやりとりの中で財政計画があるわけですけれども、その中で基準とする数値の見直しがあればその都度大阪府市町村課と協議の上数値が変わるとすると。その算出基準が変わるごとに我々作業として適正な補正を執行したい。かねてから特定財源を求めるといのは我々財政課としては当然な作業でございまして、その結果今回の交付税の増額があったというように心得ております。

以上です。

和田博之議長 よろしいですか。

田中教育長。

田中教育長 先ほどの和田議員からの質問の給食センターの件の中で、給食センターの空調機の

修理、この部分の説明が抜けておりましたので、これも含まれているということでございます。

以上です。

和田博之議長 ほか質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教、事業民生の各常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については総務文教、事業民生の各常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程2、議案第69号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程2、議案第69号、平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)について、ご説明させていただきます。

まず、説明の前に今般の補正予算につきましては本年6月医療費制度改革の一環として国民健康保険法の改正が行われました。この改正に伴い、現行の高額医療費共同事業の対象となる医療費の上限額の変更に伴う補正を、また新たに保険財政共同安定化事業を創設されたことに伴う補正、並びに前年度医療費の確定に伴います国・府負担金の返還に係る補正を行うものでございます。

なお高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業につきましては、医療技術の高度化等に伴いまして高額医療費の増加が著しく、国庫財政の圧迫を緩和するための事業でございます。

それでは、予算書をごらんください。

予算書の1ページをごらんいただけますでしょうか。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,482万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億5,560万2,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。予算書の2ページを、詳細につきましては5ページをお開きください。

まず、国庫支出金、国庫負担金において43万2,000円の減額補正を、また府支出金、府負担金において同じく43万2,000円の減額補正を行うものでございます。これは本町が高額医療費共同事業として国保連合会に支払う共同事業拠出金について国及び府はそれぞれ拠出金の4分の1を負担する制度となっておりますが、この共同事業の対象となる医療費が70万円から80万円に引き上げたこと、また拠出金の算定において対象医療費の10分の6から10分の5.9に相当する額に変更になったことに伴い、本町が国保連合会へ支払います拠出金が減少するため国及び府の負担金を減額補正するものでございます。

次に、共同事業交付金といたしまして、9,354万円の増額補正を行うものでございます。その内訳として高額医療費共同事業交付金として172万9,000円の減額補正を、保険財政共同安定化事業交付金として9,526万9,000円の増額補正を行うものでございます。

まず、高額医療費共同事業交付金については高額医療費共同事業の対象となる医療費の、先ほど説明いたしましたけれども、1件当たり70万円から80万円に引き上げたことに伴いまして、国保連合会から本町に支払われる交付金が減少することによる補正でございます。

また、保険財政共同安定化事業交付金については本年10月から府内市町村の保険料の平準化、国保財政の安定化を図るため30万円を超える医療費を対象に実施される新たな交付金でございます。

次に、繰越金におきまして214万5,000円の増額補正を行うものでございます。これは前年度の医療費の確定に伴い国・府負担金の返還金及び高額医療費共同事業に係る、国・府負担金の減額に係る財源を繰越金で賄うためのものでございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。予算書は3ページを、詳細については6ページをあわせてご参照願います。

まず、保険給付費、療養諸費においては高額医療費共同事業、国・府負担金と繰越金との財源更正に係る補正予算でございます。

次に、共同事業拠出金として9,354万円の増額補正を行うものでございます。その内訳として高額医療費共同事業拠出金において、172万9,000円の減額を、保険財政共同安定化事業拠出金として9,522万4,000円の増額を、同じく保険財政共同安定化事業事務費拠出金として4万5,000円の増額でございます。

まず、高額医療費共同事業拠出金の減額につきましては、歳入においてご説明いたしました高

額医療費共同事業交付金の減額の補正理由と同じでございます。

また、保険財政共同安定化事業拠出金及び事務費拠出金についても歳入でご説明いたしました保険財政共同安定化事業交付金の増額理由と同じ理由となっているところでございます。それぞれ事業主体の国保連合会の方に拠出するものでございます。

次に、諸支出金、償還金及び還付加算金において128万1,000円の増額補正を行うものであります。これは前年度の医療費の確定に伴い、保険給付金と国庫負担金110万1,000円を、大阪府老人等医療費波及分補助金18万円を返還するための補正でございます。

以上が、平成18年国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の概要でございます。

本件につきましては、事業民生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、ご議決賜わりますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決定しました。

和田博之議長 日程3、議案第70号「平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 日程3、議案第70号、平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、平成17年度の国庫負担金等の確定に伴い負担金交付費等の返還精算金の発生が生じたのでそれに伴う補正であります。

議案書の1ページをお開きください。

平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,196万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,225万7,000円とするものです。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照ください。なお詳細につきましては4ページに記載されておりますのであわせてご参照ください。

歳入は前年の繰越金として1,196万4,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましては同じく議案書の2ページ、詳細につきましては4ページをあわせてご参照ください。諸支出金につきまして、国庫負担金返還金として556万7,000円、府費負担金返還金として353万6,000円、支払基金交付金返還金として277万1,000円、合計1,196万4,000円を前年度精算に伴う歳入超過分の返還額として補正をお願いするものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては事業民生委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決定しました。

和田博之議長 日程4、議案第71号「平成18年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 日程4、議案第71号、平成18年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)の件についてご説明いたします。

議案書の2ページをお開きください。

今回の補正につきましては、平成18年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)の全体予算の増減はなく、歳出予算で科目間で金額の振りかえ更正を行うものです。

内容につきましては3ページをご参照ください。

歳出の事業費、居宅予防サービス等事業費におきまして負担金、補助及び交付金を128万4,000円減額し、同額を賃金に増額するものであります。

当初予算では要支援者のケアプランの作成を民間の事業所に全部委託を予定していました。しかし、法改正によりプランを作成するケアマネージャー1人当たりの担当件数の制限が設けられたこと等により、事業者がプラン作成の受託に難色を示し、そのために現在高齢福祉課内に設置いたしました包括支援センターの職員でプラン作成をしているところです。しかし、今後件数が非常に多くなると予想され、サービス利用者に不利益が高じないようケアマネージャーの資格を持つ臨時職員を採用し、体制整備を図るために負担金から賃金へ振りかえるものです。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本議案につきましては、事業民生委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 お諮りいたします。

日程5、議案第72号「平成18年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件」から、日程7、議案第74号「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件」までの3件を一括議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、日程5、議案第72号から日程7、議案第74号までの3件を一括議題にすることに決定いたしました。

それぞれ提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程5、議案第72号、平成18年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,340万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2ページをご参照願います。なお、詳細につきましては4ページに記載されておりますのであわせてご参照願います。

歳入につきましては淡輪地区財産区基金繰入金を、歳出におきましては使途といたしまして自

治区消火栓格納庫設備補修補助金 1 0 8 万 6 , 0 0 0 円、小型動力ポンプ購入費 2 3 5 万 1 , 0 0 0 円、合わせて一般会計に 3 4 3 万 7 , 0 0 0 円を繰出金として計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、日程 6、議案第 7 3 号、平成 1 8 年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第 1 次）の件につきまして、ご説明いたします。

議案書の 1 ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 9 万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 , 0 4 1 万 5 , 0 0 0 円とするものでございまして、歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2 ページをご参照願います。なお、詳細につきましては 4 ページに記載されておりますのであわせてご参照願います。

歳入につきましては深日地区財産区基金繰入金を、歳出におきましては、用途といたしまして、自治区消火栓格納庫設備補修補助金を一般会計に繰出金として計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。なお、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

日程 7、議案第 7 4 号、平成 1 8 年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第 2 次）の件につきまして、ご説明いたします。

議案書の 1 ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 2 1 万 2 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 , 8 1 9 万 7 , 0 0 0 円とするものでございます。歳入歳出予算の概要につきましてご説明いたします。2 ページをご参照願います。なお、詳細につきましては 4 ページに記載されておりますのであわせてご参照願います。

歳入につきましては多奈川地区財産区基金繰入金を、歳出におきましては用途といたしまして、社会福祉費、備品購入 3 8 万 5 , 0 0 0 円、集会所改修等 1 0 8 万 8 , 0 0 0 円、朝日地区のり面整備設計業務 5 0 万円、自治区消火栓格納庫設備補修補助金 1 2 3 万 9 , 0 0 0 円、合わせまして一般会計に 3 2 1 万 2 , 0 0 0 円を繰出金として計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。なお、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「平成18年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件」から、「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件」までの3件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程8、議案第75号「工事請負契約締結の件(多奈川小島地区棧橋改造工事)」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程8、議案第75号、工事請負契約締結の件(多奈川小島地区棧橋改造工事)についてご説明いたします。

多奈川小島地区棧橋改造工事の施工に当たりまして、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この工事につきましては、8月7日入札執行でございます。

契約の方法といたしまして指名競争入札で、契約金額1億1,550万円、うち消費税及び地方消費税550万円でございます。

契約の相手は大阪市中央区高麗橋4丁目1番1号、東洋建設株式会社大阪営業所所長、野村政義でございます。

工事場所につきましては多奈川小島地区内において棧橋改造工事を行うもので、工期につま

しては議会の議決の日から平成19年3月26日まででございます。

次に、工事概要でございますが、工事総延長といたしましては220メートルと、仮設工、撤去工、現場溶接工、架橋工、運搬工、工場製作工、各1式の工事でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

和田勝弘君。

和田勝弘議員 工事の内容ていうんですかな、棧橋の工事、ちょっと詳細には延長220メートル、いろいろなことを言ってくれましたが、この大きな工事に対して設計ちゅうんですか、何度口で棧橋改造すんねやと言うだけやったらどんなようにするのかわからへんねんけど、その点、前に少し説明聞いたと思うんですけど、入札するときには図面あるんですわな。そういうのは出せないか、出されへんのか。口だけで1億1,000万円の棧橋の改修工事やと言うだけじゃちょっとどこを直してどないするんかいうのをはっきり、言葉だけやったらわかりにくいんで絵にかいたもの出していただけたら出していただきたい。

和田博之議長 資料にちょっと時間がかかるそうでございますから、暫時休憩したいと思います。

ではお諮りいたします。ちょっとこの件がありますのでその場で暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。その場で休憩ということ。暫時休憩します。

(午前10時56分 休憩)

(午前11時09分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは資料を皆さん方の方に配付をいたしておと思います。答弁の方、松永事業部長。

松永事業部長 工事の内容についてご説明申し上げます。

この資料はですね、空港対策特別委員会で提出させていただいた資料と同一のものでございますが、内容につきましてはちょっと見にくいんでございますが、左の上にあります通路と書いてる右側に釣座とあるんですが柱から3メートルですね、左の上のAAで書いてる左の上の図面ですが、それのところに右と左に釣座という部分を書いてると思うんですが3メートルですね、この

部分を工場で製作して船で持ってきてまして現場で溶接するという作業を行います。それとその釣座の先ちょにちょっと50センチぐらいの転落防止さく、釣りざおを置くようなさくを設けるという工事がございます。そのBB断面につきましては展望デッキこれは既設の途中までであるデッキなんです、これの右と左にある転落防止さくについても改修工事を行いまして危なくないようにするという部分でございます。

一番下のところの真ん中に斜路付階段とこう書いてるところがあるんですが、現在途中までは2段になって先の方は1段になっておりますが、そこをおりる階段ですね、これをつけます。おおむね大きな工事としてはそういう形の部分をつけて危なくないようにしてやっていくという形でございます。大きくはそういうことでございます。

仮設工というのはそういうふうなことをするための仮設の足場とかを組みます。で、現場溶接、運搬してくる工場で製作する等の各工事一式でございます。以上でございます。

和田博之議長 和田勝弘君。

和田勝弘議員 ありがとうございます。

図面も出していただきましてあれでございますが、空港対策委員会が出したというあれもありますけど、やはりこういう大きな工事のときは、なかったらこれは出さんでもいいですよ、あったらやっぱり出していただきたいと要望しておきます。それと一番下の斜路付階段でいったんですか。これは現在の真ん中ぐらいに高いところから1段下がってる階段ですか。この棧橋については入口の方は全然入ってない。道の駅ていうんですか、駐車場から上がる階段はなしちゅうことですか。そうですか、それがないということですか。ほんならあの棧橋だけと、はい。

和田博之議長 よろしいですか。ほか質疑ございませんか。中原 晶君。

中原 晶議員 今回は委員会の付託がありませんので入札について何点か確認させていただきたいと思います。

入札日は8月7日ということでおっしゃっておられましたのでまず1点目、入札に参加した事業者名。

2点目、予定価格。

3点目、落札率。

この3つについてお答えいただきたいと思います。

和田博之議長 中口総務部長。

中口総務部長 中原議員の3点について、質問に対してお答えさせていただきます。

入札日は先ほど言いました8月7日で、業者名でございますが、12社の指名競争入札でござ

います。村本建設株式会社大阪支店、東洋建設株式会社大阪営業所、佐伯建設株式会社大阪支店、寄神建設株式会社大阪支店、株式会社吉田組大阪支店、みらい建設工業株式会社、徳倉建設株式会社大阪支店、アイサワ工業株式会社大阪支店、大日本土木株式会社大阪支店、国土総合建設株式会社大阪支店、株式会社白石大阪支店、株式会社本間組関西支社、以上12社でございます。

予定価格でございますが消費税込みで1億1,992万4,700円でございます。

ちなみに落札率でございますが、96.3%でございます。

以上です。

和田博之議長 中原 晶君。

中原 晶議員 ご答弁ありがとうございます。

ちょっと確認したいのが、事業者名で最後に言われた株式会社本間組関西支社と言っておられたと思うんですけども、情報公開コーナーで確認させていただいた中では、関西支店と書いてあって、こんなんでもええことかもしれないですけども、何か違いがあるんかようわからないんですけど、ちょっとそこが何やろと思ったので確認1点お願いします。

それから事業者、入札に参加した事業者が12社ということですがその中で8社は辞退されているんですけども、これはどういった理由で、実際に入札の当日に参加されたのが4社ということになるんですけども、このあたりの経緯をご説明いただきたいと思います。

和田博之議長 中口部長。

中口総務部長 中原議員の質問でございますが、先ほど言いました指名業者としては12社ということで指名にしました。先ほど工事の概要の中でもありましたように工事場所が海上ということと溶接並びに鋼ですね、鋼構造物の施工の実績ある業者ということで今回この12社が選ばれたということでございます。入札に当たりまして8社が入札辞退と。辞退の理由については各社それぞれありますが基本的にはうちに届け出は入札辞退というだけでございます。ちなみに8社の名前ですけども、佐伯建設株式会社、寄神建設株式会社、みらい建設工業株式会社。・・・・・・そうですか。

以上です。

和田博之議長 ちょっと支店と支社どちらが正しいかというのを、確認をちょっとしてみたいと思いますので。質問してるんだからちゃんとして答えなあかんとこういうふうに思います。

ちょっとその件は後におきまして、ほかの質問を受けたいと思います。よろしいですか。

田島乾正君。

田島乾正議員 ちょっと4点ほど確認したかったんですけども、和田議員が2点ほど確認した

ので残りの2点について確認したいと思います。

この工事をされて、まず工期が19年3月26日に完成するんですけども、この改造後の耐用年数、まずどの程度耐用年数があるんかと。

そして最後ですけども、完成して維持、管理そして運営等の採算性率ですな。

なぜか言いますと、この棧橋等についてやはり以前から視察に行くちゅう話が委員会でも出たんですけども全然行ってないと思いますね。僕記憶ないんですけども、やはり一見は百聞にしかずで行ったいたらよかったん違うんかなと。今和田議員が図面とか資料出せと言うたけれども、僕としたらこのペーパー1枚じゃどの程度のものでどの程度なあれかわからんのでちょっと今困ってるんですけどね。

ともかく耐用年数、どんだけもつんかなと。

そして何年もつにしてもこの将来的に維持していく管理していく、そしてオープンして、採算性率ですな、100%としたらどの程度の率なのか。

このまず3点ちょっとご説明願いたいと思います。

和田博之議長 松永事業部長。

松永事業部長 田島議員のご質問にお答えいたします。

耐用年数でございますが、一応電気触媒塗装とかいう塗装をしております、本体は一応50年の塗装をしてるということでございますので、数十年たった暁にですね、また再度同じような塗装をしなければならない。そういうふうにしてきちっとメンテをすれば、基本的には本体は永久とは言いませんが塗装をしていくことで対応できるというふうに思っております。細かい部分につきましては取りかえ等が発生するかと思われませんが本体は50年ということで。

あと採算性の問題につきましてはですね、空港対策委員会でもですね、シミュレーションをお出しさせていただいてですね、2万人以上であればですね、あのシミュレーションでいけば採算は若干プラスになると。2万人を下回ると赤字になる可能性があるんですが他のですね、下津を例に挙げさせていただいておりますが、下津であれば3万人以上来ているというような形がありましたので、岬町でもあそこは漁場もいいですし魚が釣れるという場所であるし、なおかつ魚が釣れるように魚礁等を投入して継続的にリピーター客が訪れるというふうな、そういう方策をすることによって採算は大丈夫であろうと。

率につきましてはですね、来客数によって変動しますので今ここで幾らぐらいもうかるとかいうお話はなかなか難しいんですが、2万人以上お越しになれば十分採算とれるというふうに考えております。

以上でございます。

和田博之議長 田島乾正君。

田島乾正議員 耐用年数については今部長説明してくれたんですけども、電触でやれば大体50年もつと。これはどこかの場所をとらまえて算出されたのか、ただ部長の考えで50年もつということを答弁されたんか、ここちょっと疑問に残りますので、これから50年先まで本当にもつのか。本体自体ももつという保証はどなたかできるんやったら理論的にご説明していただきたい。ただ50年もつ、それだけではちょっとどうなるのかなと。

そして採算性の問題ですけども、恐らく1,050円でしたんかな入園料。これは隣接の下津のことを言っていると思うんですけども、下津は大体釣り堀形式ですね。当町の場合はこれは釣り堀じゃなしに自然の部分ですね。あと、釣り堀と自然で釣ったら、私らも釣りするんですけども、釣り堀をしたら外遊の魚逃げないですね、必ず定着してますがな。当町の場合は釣り堀方式じゃないのでいかにどれだけの魚種がおるかちゅうことも疑問を抱いているんで、ちょっと僕もうーん、と思っているんです。採算性を今一番気にするわけですね。この本体解体しようと思ったらどれだけ金がかかるかちゅうことですね。そういう改造は結構ですけども、50年本体もつかちゅうことをもう一回ちょっと説明してほしいんですけども。本体イコール附帯工事等の電触、本体に電触使っていないでしょう、使ってるんですかな。つくるのに二十何億かかっているでしょう、1億で解体できませんわな万が一のとき。ほんとに50年もつか、本体もろとも、もう一回ちょっとご説明ください。

和田博之議長 松永部長。

松永事業部長 お答えします。50年本当にもつのかというご質問ですが、電気触媒方式で多分言ったと思うんですが、そういう触媒方式の塗装であれば海の中で50年間はさびないで構造物が大丈夫だというふうな、そういう塗装であるというふうに聞いているんです。それをしているで50年大丈夫だというふうにお答えさせていただいているのが1点と、下津も和歌山のマリーナシティを埋め立てるために、同じように栈橋をつくってその上の土地の土を運び出したと、同じような栈橋なんです。ただ延長は向こうは150メートルとうちよりも50メートルたしか短かったと思うんです。なおかつ3万人以上のお客が来ると。なおかつ今釣り堀とおっしゃったんですが、あそこも同じような状況で自然の海へ突き出してる何の変哲もない海岸にびゅっと出るような栈橋なんです。ですからうちと同じような、うちはまだ湾になってて魚の定着のいい地元の小島の漁業組合さんの定置網があつてヒラマサとかチヌとかスズキとかがたくさんとれるところで、小島の漁業組合さんはあそこはほんまいうたらその定置やったらようもうかるとこやっ

たんやというふうにおっしゃってるようなところで、なおかつうちも魚礁等を投入しますので魚の釣れぐあいは問題ないんじゃないかと、また問題のないように今後も進めていかなければいけないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

和田博之議長 田島乾正君。

田島乾正議員 部長がそこまでおっしゃるなら50年もつと理解せないかな。僕ねある造船所行ってね、船舶の耐用年数を確認してきたんですわ。50年もってませんよ。船舶ちゅうのは2年に1回定期検査があるわけですね。それも悪いところ改造してろくちゃんちゅうさびない塗装してますわな。2年に1回やってます。これ電触で1回やって50年もつかちゅうのは疑問ですけどもね。皆さん個々判断すると思うんですけども。

そしてあの魚種の件ですけどもね、あの辺にヒラマサとかおったら、その漁業組合の人は釣りに来んようにヒラマサにとって金もうけしまっせ。あの辺にほんまにヒラマサとか高級魚がおるんかちゅうことですね。そこが一つ僕気にかかるんですけど、やっていただくんですけども、僕は一番心配するのは耐用年数とそして採算性の問題ですね。万が一採算とられなんたらどないするのかなと。100万や200万で本体解体できる業者がおったら賛成しますけれどもできないと思いますわな。現実の阪南市もそんなこと、釣り公園にしてないでしょう棧橋の。やってるところありますか。その点ちょっと、ただ岬町海があるからって阪南市もありますしね。とったところ皆棧橋持ってるんご海持ってるんですから。その点、50年信用して耐用年数、採算性率ですな。そこですわ。下津は本当に採算とれてるんですか、とれてないんですか。その1点だけ説明してください、下津の採算性。

和田博之議長 松永部長。

松永事業部長 お答えします。

ヒラマサがとれたというのはですね、まず多奈川の小島漁業組合の漁師さんの定置網してた方がヒラマサとれたと言うのと、あとスズキとかチヌとかあの棧橋に行きまして天気の良い日は泳いでるの見えるのでいてるのは間違いありません。

それと今の下津の採算性につきましては私らもう資料いただきまして、あそこは2漁協でたしか指定管理みたいな形でやってるんですが2漁協で同じように改修費、改造費ですね、先にかかる改造費を積み立てた上で収益を分配してるという資料になっておりますので、下津では間違いなしに収益は上がっているというふうにお伺いしております。

和田博之議長 それでは中原 晶君の、支店か支社の質問にお答え願います。中口部長。

中口総務部長 先ほど、関西支社と申しましたが関西支店の誤りです。どうぞよろしく願いし

ます。

和田博之議長 ほか質疑ございませんか。

田島乾正議員 答弁漏れや。

和田博之議長 答弁なんやったかな。

田島乾正議員 視察なんか行かなんだっていう。

和田博之議長 視察はうちやん。うち、議会、委員会での話。うちの委員会です視察は、するかせんかは。

田島乾正議員 理事者も入れて一緒に行こうちゅう話やん。

和田博之議長 いや、だからそれは委員会での話になるから。ここの話じゃなくて。

松永部長。

松永事業部長 前回ですね、空対委員会で視察のお話が出まして、谷本委員からたしか出たと思うんですが視察のお話が出まして、それで空対委員長とご相談させていただきまして、あのとき暑いときでございましたので秋になって涼しくなってからにしたらどうやというようなお話になりましたので、今まだそういうお話させていただいておりませんが、また空対委員会開かせていただいて日程調整等していただければ、いつでも岬町のバスで手弁当でよろしく願いいたします。

和田博之議長 空対委員会は21日ですか委員長。21日に開く予定しておりますんで。そういうことになっております。

ほか質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原 晶君。

中原 晶議員 反対討論いたします。

先ほど田島議員の方から採算性についてというお話されておりましたけれども、私もかねてから海釣り公園の建設については、大きくは採算性の1点で不安があるということで反対してまいりました。

これまでの経緯で、住民合意の形成の手法ですとかいろんな点で納得のいかない進め方をされてるというふうに感じておりますし、今下津のシミュレーションの話とか、これまでに出示いただいたシミュレーションの資料のことも含めてお話されてたんだと思うんですけれども、率直

に申しましてそのシミュレーション示していただきましたものでは採算がとれるという確信が得られないというのが私の考えであります。

それからあとは現地の方といろいろとお話してましても、あそこは風が非常にきついときもあると、何日オープンできるんかと現実面考えたときに、オープンできる日数とかそんなことを含めて考えても採算面で心配だという声を聞いておりますので、この件に関しては反対いたしたいと思えます。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許したいと思えます。ございませんか。出口 実君。

出口 実議員 確認をお願いしたいんですけれども、私もちょっと記憶が定かではないんですけれども、前回の会議でもう議決されたんじゃないんですかなあ、この件に関しては予算の面も全部可決されたんじゃないんですか。

和田博之議長 今賛成討論やからね。

出口 実議員 そういふのだからね、私は賛成いたします。たしかそういふふうには私は認識しております。

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。田島乾正君。

田島乾正議員 まるきり反対じゃないんですけれどね。この議論が僕にとっては透明ガラスになっただけなんですけれども、前回でも釣り公園条例等については私は賛同してないんですわ。まだ時期的にね、財政的にちょっとしんどい違うかちゅうことで釣り公園条例等については賛同してませんよ。そして今回今の部長の答弁の中でこれを決めてから視察行こかて、やり方間違ってるんじゃないんですか。まず先進地を見て石橋をたたいて、そしてこういう締結を議決すべきと違いませんか。ということでこれ逆なパターンになりますんで私としたらどうも賛同しかねませんので一つお願いします。釣り公園条例等にしても私は賛成もしてないし、この石橋等についても時期を待とうという考え持ってますので、私としたら一応反対討論といたします。

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。和田勝弘君。

和田勝弘議員 私は小島の地元の方の話もありますが実際あそこを船で釣りちゅうんですか、行ったこともあります。あそこはかなり水の流りがきついんですわ。きついということは魚も移動をよくしてるということで専門の方もあそこはかなり魚がいてるんじゃないかというようなことを言っております。ですからとりあえず採算ていうのは釣れるか釣れへんかてなるんで、多分私はあそこは釣れる予想ですけどね、釣れると思うんで賛成いたしたいと思えます。

和田博之議長 ありがとうございます。ほかに討論ございませんか。福田 収君。

福田 収議員 委員会で私もちょっと反対させてもらって、やはり一番最大の要因は採算性の問

題、それと今の話聞いてて50年もつんかとか魚種が集まってくるのかとか、そういう問題もいろいろと考えていって、それに今度南海・東南海沖地震ですか、こういうものが来た場合に最初は私らの認識では仮設であったんじゃないかと。それがその50年もたすようなものに最初からできてますというような意味合いの言葉も聞きましたけども、そういうことも含めて一番やっぱり危惧されるのが採算性の問題、それともし失敗したときにだれが責任持つんやと、この問題もありますのでこの件に関しては私は反対させていただきます。

和田博之議長 ほか討論ございませんか。谷本 貢君。

谷本 貢議員 この釣り公園について何年か前私一般質問したこともあるんです。せっかくこの岬町にきれいな海がありながらですね、観光漁業を進めたらどうかということで一般質問もさせていただきました。せっかくあのような栈橋をそのままつぶしてしまうのではなしにそれを活用して釣り公園にしたらどうかという、そのような質問もしたこともございます。これからの岬町で他の地域からどんどん入ってきていただいて、何とか岬町の活性化のためにも非常にいい事業ではないかとそう思いますので私は賛成いたします。

和田博之議長 ほか討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第75号「工事請負契約締結の件(多奈川小島地区栈橋改造工事)」を、起立により、採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって、議案第75号は可決されました。

和田博之議長 日程9、議案第76号「工事請負契約締結の件(多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事(その4))」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程9、議案第76号、工事請負契約締結の件(多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事(その4))についてご説明いたします。

多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事の施工に当たりまして、工事請負契約を締結したいので地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決を求めますのでござい

す。

この工事につきましては8月の17日入札執行したものでございます。

契約の方法といたしましては指名競争入札で、契約金額4,935万円、うち消費税及び地方消費税が235万円でございます。

契約の相手は大阪府泉南郡岬町深日3360番地の2、株式会社南進建設、代表取締役 村山 宣博でございます。工事場所につきましては多奈川東畑土砂採取跡地内において水路等の整備工事を行うもので、工期につきましては議会の議決の日から平成19年5月31日まででございます。

次に、工事概要でございますが、汚水排水工事延長といたしまして295.6メートルと撤去工一式、土工一式、函渠工延長38.8メートル、管渠工延長58.5メートル、また汚水排水工事延長といたしまして133.1メートルと土工一式、管渠工133.1メートル、マンホール工一式、柵工一式、雑工一式、以上でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対して質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

中原 晶議員 先ほどに引き続いて委員会付託がありませんので確認いたしたいと思います。

1点目、入札に参加した事業社名、2点目予定価格、3点目落札率、この3点について確認いたしたいと思います。

それとあわせてですね、たしか6月議会のときだったと思うんですけども、この入札制度についてのお話で、入札制度の見直しの検討を委員会の中で行っていると、検討委員会というところで行っているというふうにお聞きしていたと思いますので、そのあたりのお話の進捗状況などありましたらご報告いただけたらと思います。

和田博之議長 総務部長、中口守可君。

中口総務部長 中原議員の質問でございますが、事業社名。株式会社松建興業、株式会社森組、丸正建設株式会社、関口建設株式会社、南進建設株式会社、大塚組、株式会社岬水道商会、宮川工業株式会社、瀨野建設株式会社、以上9社でございます。

予定価格でございますが、6,565万3,350円、消費税込みでございます。

ちなみに落札率でございますが、75.17%でございます。

そして、今回8月1日から新しく先般の過日の事件を受けまして入札制度の改善、改革を行いました。8月1日以降、新ランクのもとでの今後の発注についてはその新しい制度のもとで発注

を進めるところでございます。発注の主立った内容といいますのも制度として改正しておりますので、新たな制度、内容等、機会があれば中原議員に説明したいと思っておりますのでその機会を持っていただければありがたいと思います。

よろしく申し上げます。

和田博之議長 中原 晶君。

中原 晶議員 ありがとうございます。

重箱の隅をつつくような感じで申しわけないんですけどもね、先ほどと一緒に私の手元に持っている資料とちょっと今のご答弁、細かい点なんですけれどもずれがありまして、入札に参加した事業社名が2社ほど違うんですわ。大きく違うということではないんですけども今後正確を期していただきたいなと思います。

それから新しい制度に基づいて運用されていっているということで、また私も機会があったら、機会をつくってきっちり勉強させていただきたいなと思っております。これまで以上により公正で透明性の高い入札制度ということをつくっていただきたいなと思います。

以上です。

和田博之議長 答弁はよろしいんですか。どこが間違っているの、それ指摘したって。

中原 晶議員 よろしいですか。5番目の光建設工業株式会社というのをおっしゃられなかったように……………。

和田博之議長 持っている資料の名前全部言うてください。

中原 晶議員 間違えたところだけじゃなくて全部ですか。

1番目が株式会社松建興業、私答弁してるみたいやな。2番目株式会社森組、3番目丸正建設株式会社、4番目、早いですか、関口建設株式会社、5番目光建設工業株式会社、と読むんやと思うんですけども、6番目株式会社南進建設、この点は南進建設株式会社と口頭でおっしゃったと思いますけれども、これはあの議案書も株式会社南進建設となっておりますので、読み間違いかなと思いますけれども、7社目が大塚組、8社目が株式会社岬水道商会、9社目が宮川工業株式会社、10社目が濱野建設株式会社でございます。

和田博之議長 その資料はホームページで。

中原 晶議員 情報公開コーナーです。

和田博之議長 それとのすり合わせどうなっているのかな。今現在ちょっと調査中ということでちょっと時間いただけますか。

ほかに質疑ございませんか。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 前と同じですけど、今度入札した箇所ちゅうんですかね、私は脳が悪いんでね聞いててもわからへんのよ。せめてやっぱりこうかいた絵でもかめへん、ここ水路通りますとか絵とか線でもかめへんねん引いたもん出してもらわんと。

和田博之議長 図面が欲しいということやね。

和田勝弘議員 やっぱし資料なかったら、あの広いところでどこで何をするんか大体はわかっても、やっぱりはっきりわかった方がいいですから。

和田博之議長 資料請求やね。資料請求出てますんで資料を出してください。和田勝弘議員は資料を見たらそれでよろしいですか。それで結構ですか。

それでは鍛治末雄君。

鍛治末雄議員 先ほど来から、毎回出てるんですけども、入札参加業者、予定価格、入札率、これ支障なければこの続きにまたつけたらどうですか。でないと議会の進行を大分妨げられると思いますんで、進行を早くするためにも、もし問題なければ添付をしていただきたいと要望します。

和田博之議長 わかりました。それについては中口部長検討してくれますか。答弁今できますか。次からそういう・・・・・・・・。中口部長。

中口総務部長 鍛治議員のただいまの質問でございますが、一応議案書としての体裁といったらおかしいんですけども議案書の記載項目がございます。今お手元の議案書がその正規な項目でございますして、今後参考資料として、先ほどから箇所図とか等々もありましたから、参考図書として添付のことを考えていきたいというふうに考えております。

鍛治末雄議員 ぜひお願いします。

和田博之議長 岡本君。

岡本重樹議員 私の勉強不足かもわかりませんが、私も議員出てきましてまだ1年もたってません。そういう中でまず図面見たって場所どこかわからへんし、空対の委員もさしてもうてるんですが現場を全然知らんわけです。自分勝手に見てきたらええんやないかと言われるかもわかりませんが、一度現場を見せてほしいなあと。現場を見ん限り意見も物も言われへんと思うんで、一つその件も検討していただきたいなど。

以上です。

和田博之議長 それは議会の方で検討することですから。そのようにさせていただきたいと思えます。

和田勝弘議員。

和田勝弘議員 この地図を見てどれを水路としたらええんか、1 2 3 4 5 6 7で色分けしてくれてるんですけど水路の色ちゅうのはどれになるのかな。

和田博之議長 ちょっと説明させます。では説明を、松永事業部長。

松永事業部長 申しわけございません。

これはですね、全体の、ごらんいただいたらわかるように位置図なんですけど、1から7番まで色の分かれておるような形になっているんで、一応7工区に分けて今回発注することになっております。

議会の今回議決案件として出させていただいておりますのは4ですね、4は青のところ。真ん中の青のところは4なんですけれども、これは開削の大きな水路で本流になるような水路でございます。

そのほかにも6カ所、合計7カ所の工区がございます。ほとんど道路に隣接してるというか道路の下の部分もありますし、道路に隣接している、外周当然これ黄色とか茶色とかグリーンとか全部これ水路もあるんですけど道路も隣接しております。真ん中の部分について、赤の部分、青の部分、それからこれ何色ですか、ダイダイ色ですかね、このあたりもすべて道路もあるんです。道路と水路とほとんどが隣接しております、ないのは2番の部分、真ん中に縦に線入っているのが道路でございます。その横は水路だけの部分でございますが、ほとんどは道路と水路が並行して走っている状況でございます、あと3日目、最終日にも議決案件その2とその3というのも上げさせていただいてるんですけど、これは入札、本日に間に合わなかったのが最終日に合わさせていただいてるんですけど、それがその2、その2といひますのは真ん中のダイダイ色というような色のところがその2になります。その3ていうのが、赤の部分で、これは道路の下にある入る管を。

和田勝弘議員 ほかのは結構ですわ。きょうのね、出てるやつ。

和田博之議長 ちょっと待って。名前言わないとね、本会議場ですから。ちょっと待ってください。

松永事業部長 きょうのは真ん中の4の青の部分でございます。

和田博之議長 和田勝弘君。

和田勝弘議員 4の部分だけで最初説明してるのに、また言うてる間に、あちらこちらに道路に沿うてあるとかないとか。道路に沿うてあるんでしたら道路の横へ青を塗ったらどうですか。ほなもう絵でわかるんと違うんですか。この道路いうても私ら道路がどれが道路やわかれへんし。塗っていただかんとこれ、4のこれだけじゃないんですやろ。ほかのところもあるんですやろ、

きょうのこの入札の中。

松永事業部長 これだけです。

和田勝弘議員 これだけですか。

松永事業部長 青いところだけです。

和田勝弘議員 松永さんこれ説明し過ぎたんやわ。ほんならもう4だけで言うとき。

和田博之議長 本会議場だからその自席同士で答弁、質問やらないようにお願いします。申しわけないけど名前呼んでからやってくれますか。

ちょっと待ってくださいよ。その前に中原議員の答弁をしたいと思います。中口守可君。

中口総務部長 訂正とおわびを申し上げます。先ほどの業者名でございますが、光建設工業株式会社を含めた10社でございます。申しわけございません。

和田博之議長 ということは中原 晶君が言ったことがおうてるということやね。そういうことのないように。議場の中でね、答弁が間違ってるということのないように。それは大きな問題でありますから今後そんなことのないようにきちっと答弁をするように。これは理事者の方にもそのことを申し上げておきます。そういうことで今後の答弁については慎重を期してきちっと調べた上で答弁をするように。このことを議会として理事者に申し入れておきたいと思います。

田島乾正君。

田島乾正議員 聞いたつたらね、先ほど鍛冶議員が言う意味がほんとに運営を妨げてると思うんですわ。ぶっちゃけて本人認めてるんやから頭が悪いいうて。頭の悪い議員に説明できる説明資料ぐらいつけたげな。本人認めてるんやがな頭の悪い議員。そうやからかしこい議員ばかりおらんねやから。ということでぶっちゃけてテレビとか洗濯機買うんちゃうんですわな結局。U字溝入れてるんか、ヒューム管入れてるんかわからんでしょう、和田議員言うてるんは。ということで、ほんとにこういう契約締結のときにはこんな紙切れ一枚だけで賛成反対できへんと思うんですわ。もうちょっと担当課はもっと性根入れてやはり資料提出せないかんと思う。最近特にね。

和田博之議長 資料は今鍛冶議員から言われて、そのことについて答弁して資料を出すということになってますんで、はい。

田島乾正議員 そやから頭の悪い議員のことを言うてるわけ、わし。鍛冶議員は資料出せ言うてるんねんな。そやから次の議会からひとつ担当課は絶対に議員皆賢い人ばかり違うんやから資料は出す、なかったら事前にある程度のことは説明しといたげなあかんと思うで。運営上のこと言うとるんで。

和田博之議長 先ほど言いましたように、鍛冶議員の方から話ありましたように、総務部長の方

で資料は参考資料としてできるだけ出せる分は出すということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。これはもう答弁してあります。

ほかございませんか、質疑。

すべてのことを出すように、それを出すように今の話検討させますんで、そのようにさせます。それはもうそのように、私の方で指示します、きちっと。

ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより議案第76号「工事請負契約締結の件(多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事(その4))」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第76号は、可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩いたしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩します。再開は13時、1時からやります。よろしくお願ひします。

(午前11時55分 休憩)

(午後1時02分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

和田博之議長 日程10、議案第77号「岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 日程10、議案第77号、岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件

についてご説明いたします。

提案内容でございますが、本年6月議会で岬町立淡輪老人福祉センター条例改正を行い、センターの管理業務について、指定管理者設置の条項を追加したところでございますが、それに基づき、今回指定管理者を具体的に指定するについて地方自治法第244の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

管理を行わせる施設は岬町立淡輪老人福祉センター。

所在地、岬町淡輪4518番地の1。

指定管理者の名称は、岬町深日2000番地の1、岬町淡輪長生会、代表は川島政三でございます。

なお、この住所につきましては長生会の事務局を本町高齢福祉課で担っており、長生会関係の文書の收受等、対外的にこの住所を使用していることから岬町深日の番地としております。

指定管理者の選定につきましては岬町「公の施設に係る指定管理者の指定等に関する条例」の第5条の公募によらない候補者の選定等により岬町淡輪長生会を指定いたしました。

指定理由といたしまして、岬町立淡輪老人福祉センターの性質、規模等を考慮し、設置目的の効率的な達成や町の計画を実施するために地域住民の活力を積極的に活用するため、高齢者で組織され、また従来から運営を受託しセンター業務に精通している岬町淡輪長生会が最も適していると考え指定したものでございます。

指定期間につきましては、平成18年10月1日から平成23年3月31日までの4年半でございます。

以上、岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件について概要を説明させていただきました。

なお、本件につきましては事業民生委員会に付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思いません。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決定しました。

和田博之議長 日程11、議案第78号「岬町火葬場使用条例の全部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程11、議案第78号、岬町火葬場使用条例の全部を改正する件につきまして説明させていただきます。

まず、提案理由といたしましては、淡輪火葬場に指定管理者制度を導入するに伴い、これに係る関係条項を改正する必要が生じましたが、改正部分が多岐にわたるため今般本条例の全部を改正するものであります。

改正内容についてご説明させていただきます。改正条例案をご参照願います。

まず、この改正条例の概要でございますけれども、第1条から第14条までは本町が火葬場を直接管理運営を行うために必要な内容を規定しております。この内容は改正前の岬町火葬場使用条例の関係規定を再度ほぼ同一内容で規定したものでございます。

次に、第15条から第22条までは、淡輪火葬場に指定管理者制度を導入するに必要な関係規定を追加しております。

また、別表において規定する使用料については、今回新たに動物に係る火葬場使用料及び待合室の使用料を追加しておりますが、人体に係る火葬場使用料は改正前と同じ額となっております。

それでは、改正内容を具体的にご説明いたします。

まず、本条例の題名でございます、岬町火葬場の設置及び管理に関する条例を改めるものでございます。これは現有の火葬場等を公の施設として条例上明確に位置づけるため、またこの施設の管理運用を適切に行うために必要な内容を規定する条例であるため、題名の改正を行うもので

ございます。

次に、第1条につきましては、火葬場を設置する旨の規定を、第2条については、火葬場の名称及び位置を規定し、それぞれ改正前の条例と同一の内容となっております。

第3条におきましては、火葬場に置く施設として淡輪火葬場にある既設の待合室を公の施設として条例上明確にするものであります。

次に、第4条及び第5条につきましては、施設管理に係る基本的事項であります受付時間及び使用時間を改正前条例の、施行規則に規定していたものを本条例に規定し直すものでございます。

また第6条において、新たに火葬場の休場日を規定しております。これらの規定は、指定管理者制度の導入に際し、施設管理に係る基本的な事項を条例で定め、指定管理者が行う管理内容を明確化する必要があるために今回改正を行うものでございます。

次に、第7条の火葬場の使用の許可に関する規定、第8条から第10条までの使用に関する規定は改正前の条例と同一の内容を規定しております。

なお、第8条の規定の内容及び別表で規定する使用料については、新たに動物の火葬に係る使用料及び待合室に係る使用料を追加しております。

次に、第11条から第14条までの規定は改正前の条例の施行規則で規定していたものを本条例で規定し直す改正となっているところでございます。

次に、第15条からは淡輪火葬場に指定管理者制度を導入するに当たり必要となる関係規定を追加しております。

まず、第15条は個人を除く法人またはその他の団体であって町長が指定するもの、すなわち指定管理者に淡輪火葬場の管理を行わせることができる旨を規定しております。

次に、第16条においては、指定管理者が行う主な管理業務の範囲を規定しております。この業務の詳細な内容は本町と指定管理者との間で提携する基本協定書において定めることとしております。

次に、第17条は指定管理者の指定の期間を定めており、その指定期間を3年間としております。また、ただし書きにおいて再指定を妨げない旨も規定しております。

次に、第18条は利用料金制度を導入する旨の規定であります。来年度から淡輪火葬場を利用した者が支払う利用料金は本町の収入とせず、指定管理者の収入として収受させることとしております。また利用料金の額は第8条で規定する現行の使用料の額を利用料金の上限として定め、この上限額の範囲内で指定管理者が町長の承認を得て定めることとしております。

次に、第19条では指定管理者が行う管理の基準を、第20条では指定管理者の故意または過

失に伴う損害賠償義務に関する規定を、第21条では指定管理者が知り得た秘密を他に漏らしてはならない義務を課する規定を定めております。

次に、第22条では、指定管理者が必要と認めるときは町長の承認を得て受付時間等を変更することができる旨を定めております。

最後に、第23条はこの条例の施行に関して必要な事項は規則で定める任意規定を設けるところでございます。

引き続きまして、附則及び別表についてご説明いたします。

附則第1項は施行期日を定めており、この条例は平成19年4月1日から施行することとしております。

次に、第2項ではこの条例の施行日の前の火葬場使用許可に関する経過措置を定めております。

次に、別表第1は火葬場使用料を定めておりまして、この金額は改正前の条例で定めていた金額と同一でございます。

また、新たに規定する動物に係る火葬場使用料金については、別の条例である岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例でごみ処分手数料として動物死体の処分手数料に位置づけられており、1匹2,100円の金額が設定されておりますのでそれと同一の金額を定めております。

なお、この動物の火葬については複数の動物を同時に焼却する現行の処理方法に加え、現行の2倍の使用料を必要としますが1匹単位で焼却し、その骨を拾うことができるペット葬儀と同様の処理方法も新たに想定しこれに係る使用料金を設定しております。

次に、別表第2は待合室に係る使用料を定めております。今回の指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者から新たな提案を受け、待合室の使用実績が皆無に近い現状が改善され、有効利用が図られることを想定しこれに係る使用料を新たに規定するものでございます。

なお、この使用料の金額設定につきましては、淡輪老人センター及び各集会所における葬儀としての使用料を参考にして時間単位で金額を設定いたしております。

以上が本条例の全部改正の概要でございます。

本件につきましては事業民生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町火葬場使用条例の全部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程12、議案第79号「岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

竹本企画部長 日程12、議案第79号、岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、上位の法律であります通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員災害補償法など改正されましたので本町の条例を整備するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第2条の2の改正では、右の欄の旧の規定では、通勤の概念を住居と勤務場所との間を往復するとなっていましたが、左の欄の新的規定では、通勤の概念を移動としてそれぞれ第1号、2号、3号に示してありまして、住居と勤務場所との間の往復に加え、勤務場所から他の勤務場所への移動についても通勤の概念に含めるものです。

第2条の2第2項の改正につきましては旧の規定では往復という文言で定めてありましたが、移動という文言に改めるものです。

次に第9条の改正では、等級や障害の等級の文言を障害等級に改めるものです。次ページをごらんください。

第12条第1項第4号から次ページの別表第2につきましても文言の改正がございます。障害等級に改めるものでございます。

以上でございます。

なお、本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程13、議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。企画部長、竹本靖典君。

竹本企画部長 日程13、議案第80号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては財政の健全化への寄与を図るため、職員の住居手当支給額減額について本条例に所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては住居手当を国の基準に準拠させるものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第15条第2項は左の新的規定といたしまして、ここに書いていますように「自己又は扶養親族の所有に係る住宅のうち自己又は扶養親族によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主である職員」というふうに改正し、右の欄の旧の規定の第3号は削るものです。

また第15条第2項第1号の右の欄の旧に規定されております3,000円を加算した額を削ります。

また、新的規定の第2号を下線のとおり前項第2号に掲げる職員、2,500円に改正し、そして旧の規定の第3号を削除するものです。これらの改正をすることによりまして、今まではすべての職員に住居手当を支給しておりましたが、住居手当の対象職員を持ち家の職員と賃貸を借り受けている職員とし、支給額を国に準拠したものでございます。

以上でございます。

なお、本件につきましても、総務文教委員会に付託の予定と伺っておりますので、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程14、議案第81号「岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 日程14、議案第81号、岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する件について説明させていただきます。

提案理由としましては、障害者自立支援法の施行に伴い、条文の一部を改正する必要が生じたので、本条例に所要の改正を行うものであります。

議案書をお開きください。あわせて新旧対照表をご参照ください。

岬町簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する条例案、本条例第4条、通園資格の条文中、「本町の児童デイサービスの居宅生活支援費支給決定」という文言を「本町で障害者自立支援法第22条の規定に基づく介護給付費等の支給決定」に改正するものです。

これは、障害者自立支援法がこの10月から本格施行されるに伴い、本条例中の従来の支援費制度に基づく規定を障害者自立支援法に基づく規定に改正するものでございます。

なお、本件につきましては、事業民生常任委員会へ付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程15、議案第82号「岬町国民健康保険条例等の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。住民部長、白井保二君。

白井住民部長 日程15、議案第82号、岬町国民健康保険条例等の一部を改正する件について説明させていただきます。

提案理由といたしまして、健康保険法等の一部を改正する法律において、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、本条例等に所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてご説明させていただきます。改正条例並びに新旧対照表もあわせてご参照願います。

まず改正条例の題名につきましては、本年6月に健康保険法の一部の改正が行われました。その改正内容の一部が、国民健康保険を初め医療費助成制度に係る他の条例にも及ぶことから、これらをまとめて国民健康保険条例等として改正を行うものでございます。

今回の改正の主な内容といたしましては、現行の特定療養費制度が廃止され保険外併用療養費制度が導入されたこと、入院時生活療養費の創設に伴う関係条例における文言の整理を、また国民健康保険において現行の高額医療費共同事業制度の改正、及び保健財政共同安定化事業の創設または保険外併用療養費制度及び入院時生活療養費制度の創設に伴い、保険料算定に係る基礎賦課総額算定の基礎となる条項の一部の改正を行うのが主な内容でございます。

それでは第1条でございます。第1条岬町国民健康保険条例の一部改正につきましては、第12条の3第1号中の特定療養費を入院時生活療養費、保険外併用療養費に改めるものでございます。

次に、附則第3項の改正につきましては、平成18年度の基礎賦課総額の算定において従前の特定療養費及び入院時食事療養費並びに高額医療費共同事業制度を適用するための規定の読みかえに係る改正を、また、平成19年度以降に適用される関係文についての規定を整備するため、新たに附則第4項を設け、既存の項を繰り下げるものでございます。

これらの改正内容は現行の高額医療費共同事業制度の改正、保険財政共同安定化事業の創設、保険外併用療養費及び入院時生活療養費の創設に伴い、保険料算定に係る基礎賦課総額の根拠条項の移動、この制度が本年の10月から施行されることから18年度の基礎賦課総額算定における適用状況の読みかえが必要となりますので、これらの改正内容に準じた措置を行うこととしております。

次に、第2条岬町老人医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、特定療養費を保険外併用療養費に改め、入院時生活療養費については、既存の食事の提供たる療養を、食事療養及び生活療養に改めるものでございます。この改正内容は国保の条例の改正と同様に、法改正に伴う関係規定の整備を行うものでございます。

次に、第3条岬町身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する件につきましては、第3条第1項において、特定療養費を保険外併用療養費に改めるものでございます。これにつきましても法改正に伴う関係規定の整備を行うものでございます。

次に、第4条岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件につきましては、自立支援法の創設に伴い、障害施設への入所は措置制度から契約制度に変更され、医療費について一部自己負担が生じるため、医療費助成対象者に対して、自己負担分について助成を行うため、第2条第2項第4号に必要な規定を加えるものです。

また、第3条第1項において、特定療養費を保険外併用療養費に改めるものでございます。

次に、第5条、岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件につきましては、第2条第3号及び第4条において、特定療養費を保険外併用療養費に改めるものでございます。また、第3条では施設入居者に対する医療費助成の適用条項を改めるものでございます。

附則といたしまして、この改正条例は平成18年10月1日から施行することとしております。以上が本条例改正の内容でございます。

本件につきましても、事業民生委員会に付託されるものと存じますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町国民健康保険条例等の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程16、議案第83号「岬町下水道条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程16、議案第83号、岬町下水道条例の一部を改正する件について説明申し上げます。

提案理由といたしましては、下水道財政の健全化を図るため、本条例に所要の改正を行うものがございます。裏面の改正条例案及び新旧対照表をご参照ください。

本件につきましては、事業民生委員会に付託される予定と伺っておりますが、今回の改訂の基本的な考え方につきまして説明させていただきます。

本町の下水道普及率は下水道事業の推進によりまして、平成17年度末に約58%に至っております。これまでの下水道整備によって発行した起債の残高は、平成17年度末で約52億5,000万円となっております。

また、平成17年度における元利償還金は約3億6,000万円で下水道予算の約48%を占めており、下水道財政にとって大きな負担となっております。このような中、下水道使用料につきましては平成16年度から平成18年度まで、この3カ年で汚水処理費のうち維持管理費の約72%を賄うだけの状況で、汚水処理費の大半が一般会計からの繰入金に頼っている状況でございます。

このため、近年は地方債残高の累増に伴う後年度負担として公債費いわゆる資本費の増嵩が顕著となっております。下水道事業は地方財政法の規定により特別会計を設け、その経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないものとされており、地方公営企業法の適用の有無にかかわらず独立採算の原則が適用されております。

また、雨水公費・汚水私費の原則に基づき汚水処理費については一部を除き使用料で回収することが原則とされております。現行の下水道の使用料につきましては平成5年12月22日に施行され、平成15年12月22日に改正が行われております。下水道事業特別会計といたしまし

ては、受益者の方に対する負担の概念から当面維持管理費を使用料で賄うことができるよう、3年間の算定期間をもって今般平均改定率15%のアップの料金改定を行いたいと考えて提案させていただいたものでございます。

また、この改正とあわせ所得税法等の一部を改正する法律により、使用料を消費税に係る総額表示とするものでございます。

それでは条例改正案を提案申し上げます。岬町下水道条例の一部を改正する条例案、岬町下水道条例の一部を次のように改正します。

第21条第1項の表を次のように改めるということで、区分といたしまして一般汚水、基本料金を6立方メートルまで434円、超過料金といたしまして水量区分7立方メートル以上10立方メートルまで1立方メートルにつき96円、同様に11立方メートル以上20立方メートルまで108円、21立方メートル以上30立方メートルまで120円、31立方メートル以上40立方メートルまで132円、41立方メートル以上50立方メートルまで144円、51立方メートル以上70立方メートルまで169円、71立方メートル以上100立方メートルまで193円、101立方メートル以上200立方メートルまで217円、201立方メートル以上500立方メートルまで241円、501立方メートル以上1,000立方メートルまで289円、1,001立方メートル以上は338円としております。

また、浴場汚水につきましては200立方メートルまで1立方メートルにつき27円、201立方メートル以上1立方メートルにつき28円とするものでございます。

附則といたしまして、施行期日につきましては平成19年4月1日から施行いたしますが、経過措置といたしましてはこの条例に関する改定後の岬町下水道条例第21条第1項の規定は、平成19年5月分として徴収する下水道使用料から適用するというものでございます。

以上が内容でございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町下水道条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 お諮りいたします。

日程17、議案第84号「岬町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する件」から、日程20、議案第87号「岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する件」までの4件を一括議題にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、日程17、議案第84号から日程20、議案第87号までの4件を一括議題にすることに決定いたしました。

それぞれ提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程17、議案第84号、岬町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、国において、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例に所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表もあわせてご参照ください。

第1条中第15条第1項を第18条に改めるものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行することといたしております。

また、本件は総務文教委員会に付託と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

日程18、議案第85号、岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件についてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、国において消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、

本条例に所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表もあわせてご参照ください。

第1条中、第15条の2第2項、第15条の6、第15条の7及び第15条の8を、第19条、第23条、第24条及び第25条にそれぞれ改めるものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行することといたしております。

また、本件は総務文教委員会に付託と聞き及んでおりますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

日程19、議案第86号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、国において消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、本条例に所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表もご参照ください。

第1条中、第15条の7第1項を第24条第1項に改めるものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行することといたしております。

また、本件は総務文教委員会に付託と聞き及んでおりますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

日程20、議案第87号、岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、国において消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご参照ください。

第1条中、第15条の8を第25条に改めるものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行することといたしております。

また、本件は総務文教委員会に付託と聞き及んでおりますが、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する件」から、「岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する件」までの4件につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、総務文教常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程21、議案第88号「岬町水道給水条例の一部を改正する件」を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。上下水道部長、末原光喜君。

末原上下水道部長 日程21、議案第88号、岬町水道給水条例の一部を改正する件について説明申し上げます。

提案理由といたしましては、給水人口の減少や大口需要事業所の操業停止等、水道事業を取り巻く環境が大きく変化していることに伴い、非常に厳しい財政状況にあることから水道料金を改定し経営基盤の安定を図るため本条例に所要の改正を行うものであります。

裏面の改正条例案及び新旧対照表をご参照ください。

本件につきましては事業民生委員会に付託される予定と伺っておりますが、今回の改訂の基本的な考え方につきまして説明させていただきます。

まず、本町の水道事業につきましては、昭和29年の供用開始以降5回にわたります拡張事業を実施してまいりました。その結果、平成12年度末におきましては普及率100%を達成し、安全で安定した上水の供給を行っているところでございます。

一方、水道事業経営におきましては平成14年度の改定以降、有収率の改善や府営水道からの取水量の縮減努力並びに経常的経費の節減に努めてまいりましたが、今後の需要予測に基づきましても拡大が望めないことから、多額の損失解消を行い財政の健全化を図るためにやむを得ず今

回料金の改定を行うものでございます。

改定の内容につきまして説明申し上げます。改定率につきましては平均12.81%のアップを提案させていただいたものでございます。

また、この改正とあわせ所得税法の一部を改正する法律により料金等を消費税に係る総額表示とするものでございます。

それでは条例案を提案申し上げます。

岬町水道給水条例の一部を改正する条例案、岬町水道給水条例の一部を次のように改正する、第25条を次のように改める。料金の項でございます。料金は1カ月につきメーター検針に基づく使用水量に応じて、第1号に定める用途別区分に従い基本料金及び従量料金により算出した額と第2号に定めるメーター使用料金の合計額とする。なおその合計額に10円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとするとしております。

(1)の料金といたしまして、先ほど説明申し上げます、一般用につきましては基本水量6立方メートルまで基本料金824円、従量料金7立方メートル以上10立方メートルまで178円、以降同様に11立方メートル以上20立方メートルまで199円、21立方メートル以上30立方メートルまで231円、31立方メートル以上40立方メートルまで262円、41立方メートル以上50立方メートルまで304円、51立方メートル以上70立方メートルまで357円、71立方メートル以上100立方メートルまで414円、101立方メートル以上200立方メートルまで498円、201立方メートル以上582円と改定するものでございます。

公衆浴場につきましては基本水量200立方メートルまで基本料金として3万1,741円に改定をしております。従量料金といたしましては1立方メートルにつき210円、一時給水用につきましては1立方メートルにつき782円でございます。

メーター使用料料金につきましてはメーターの口径13ミリメートルで63円、20ミリメートルで84円、25ミリメートルで94円、30ミリメートルで147円、40ミリメートルで189円、50ミリメートルで735円、75ミリメートルで1,155円、100ミリメートルで1,680円、150ミリメートル以上は町長が別に定めるとなっております。

第31条第1項の手数料の1,000円について消費税を加え1,050円、また、1万円を1万500円に改め消費税に係る同条2項を削除しております。

また、第32条2項の加入金の表について次のように改め、同条第3号の消費税に係る項を削除し、第4項を第3項とし、第5項を第4項といたします。

給水口径別の加入金につきましては、消費税を加算いたしまして、13ミリメートルで15万

7,500円、20ミリメートルで21万円、25ミリメートルで29万4,000円、30ミリメートルで48万3,000円、40ミリメートルで97万6,500円、50ミリメートルで171万1,500円、75ミリメートルで485万1,000円、100ミリメートルで1,000万6,500円、150ミリメートルで2,763万6,000円、200ミリメートル以上では町長が別に定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行する。

経過措置といたしましては、改正後の岬町水道給水条例第25条の規定は、平成19年5月分の水道料金から適用いたします。

また、3項といたしまして新条例第31条及び32条2項の規定は、平成19年4月1日以降の給水申し込みから適用し、施行日以前の給水申し込みについてはなお従前の例によるということで、経過措置を設けております。

以上が内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業民生常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「岬町水道給水条例の一部を改正する件」については、会議規則第39条第1項の規定により、事業民生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、本件については、事業民生常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 日程22、議案第89号「岬町深日地区財産区管理委員の選任について同意を求める件」を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。町長、石田正弘君。

石田町長 日程22、議案第89号、岬町深日地区財産区管理委員の選任について同意を求める件についてご説明いたします。

岬町深日地区財産区管理委員の欠員に伴い、後任者の選任をする必要が起きましたので、岬町財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任者と予定してありますが、住所大阪府泉南郡岬町深日2450番地の25、氏名は太田義三でございます。生年月日は昭和20年9月30日でございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 なければ質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

これより、議案第89号「岬町深日地区財産区管理委員の選任について同意を求める件」を起立により採決いたします。

本件は、これに同意をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致と決定いたしました。よって、議案第89号は、これに同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定いたしました。

10分間の休憩といたします。

(午後1時55分 休憩)

(午後2時08分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

皆さん方にお諮りいたします。

先ほど、議案第 88 号「岬町水道給水条例の一部を改正する件」この件はですね、事業民生委員会に付託の予定でありましたが、部長の説明の中で、数字の読み違いがございましたのでそれを訂正させたいと思います。末原水道部長。

末原水道部長 失礼いたしました。先ほど議案第 88 号の説明につきまして、一般用につきまして基本水量 6 立方メートルまでを誤って 824 円と読み上げましたが 924 円が正しく、今回の案についても 924 円となっております。訂正し、おわび申し上げます。

和田博之議長 この件に関しましては、これから読み違えのないように、眼鏡等もきちっと合うやつにしていきたいと思います。このように思います。

この件につきましては、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、事業民生常任委員会に付託をいたしておりますから、ここで決をとらないということでございますから、その訂正を認め委員会の中で慎重審議をお願いしたい、このような対応でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

和田博之議長 それでは、日程 23「平成 17 年度成果報告・決算に関する説明」から、日程 36、議案第 102 号「平成 17 年度岬町水道事業会計決算認定の件」までの 14 件を一括議題にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって、日程 23「平成 17 年度成果報告・決算に関する説明」から、日程 36、議案第 102 号「平成 17 年度岬町水道事業会計決算認定の件」までの 14 件は一括議題にすることに決定いたしました。

平成 17 年度の成果報告に関する説明を求めます。助役、平 徹也君。

平助役 日程 23、平成 17 年度成果報告・決算に関する説明を行わせていただきます。

そして日程 24、議案第 90 号、平成 17 年度岬町一般会計決算認定の件、日程 25、議案第 91 号、平成 17 年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件、日程 26、議案第 92 号、平成 17 年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件、日程 27、議案第 93 号、平成 1

7年度岬町老人保健特別会計決算認定の件、日程28、議案第94号、平成17年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件、日程29、議案第95号、平成17年度岬町介護保険特別会計決算認定の件、日程30、議案第96号、平成17年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件、日程31、議案第97号、平成17年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件、日程32、議案第98号、平成17年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件、日程33、議案第99号、平成17年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件、日程34、議案第100号、平成17年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件、日程35、議案第101号、平成17年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件、及び日程36、議案第102号、平成17年度岬町水道事業会計決算認定の件につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をいただきたくご提案申し上げます。

なお、平成17年度各会計の決算書及び関係資料並びに岬町監査委員から提出されました決算審査意見書をあらかじめ配付いたしております。これらの資料をもとに主要施策の成果に関して説明させていただきます。

さて、現下の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある一方で、公債費が依然高い水準にあることや、社会保障関係経費の自然増があることなど、平成8年度以降11年連続して地方交付税の財源不足が生じるという深刻な事態に直面しております。

また、バブル経済崩壊後の数次の景気対策による公共事業の追加、減税の実施等により借入金が増加し、平成18年度末においては借入金総額が204兆円に達する見込みで、その償還が将来の財政運営を圧迫することが強く懸念される状況となっております。

このため、徹底した事務事業の見直しや行財政運営の効率化等を推進して歳出の抑制を図り財政収支を改善し、財政の健全化を進めることが急務とされております。

このような厳しい状況の中、平成17年度各会計における事業施策の推進に際しましては、町政運営方針の考え方や方向性を基本とするとともに平成16年7月に策定いたしました「行財政改革プラン」と整合させながら、総合計画に係る実施計画を中心とした施策を推進してまいりました。それでは、平成17年度に実施いたしました施策の概要について総合計画の5本の柱に沿って説明を申し上げます。

まず、「自然のもとで、元気に安心して暮らせるまち」についてであります。

保健センター事業につきましては、成人の健康づくりでは肝疾患を初め生活習慣病対策を継続するとともに、国のがん検診実施等の指針に基づき子宮がんの検診対象年齢が20歳以上に拡大されたことから、若年層に対して早期発見のため早期受診を勧奨しております。

また、アスベストによる肺がん、中皮腫等の健康被害への緊急措置として大阪府と共催でアスベストによる健康不安に対応した健康相談や緊急肺がん検診を実施しました。

母子保健におきましては平成14年3月に策定しました母子保健計画「みさき健やか親子21」の中間評価を行い、4、5歳児の食生活アンケート等を通じて課題の把握に努めたところでございます。

健康ふれあいセンター事業ではプール、フィットネススタジオ、公衆浴場などによる健康増進体力づくり事業や文化講座などを実施しました。また、指定管理者制度について平成18年度から実施できるように条例を整備し手続などを進めました。

地域福祉の分野につきましては新規事業としてボランティア活動拠点づくり支援事業として岬町立峰地蔵老人憩いの家にバリアフリー化のためのスロープを設置し障害者や高齢者が集うサロン活動の場として整備しました。

障害福祉の分野では、障害者や障害児を対象とした補装具や日常生活用具などの給付、ホームヘルプサービスやショートステイなどの居宅生活支援、授産施設や更生施設の利用に伴う訓練施設支援などの障害者支援策を推進したところでございます。

高齢福祉事業では介護保険事業における要支援1、要支援2の方々を対象に新予防給付を実施するため保健センターに介護予防拠点を整備いたしました。また、地域の力で支えあう明るき楽しい健やかな社会を基本理念とした岬町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定いたしました。今後も高齢者の自立支援・尊厳の保持を基本とし、地域ぐるみで高齢者の生活を支える体制づくりに努めてまいります。

子育て支援につきましては、放課後、保護者が共働きなどで留守である家庭の児童を対象に学童保育を実施しております。また、淡輪保育所の増築を行い子育て支援の充実を図りました。さらに平成18年3月、子供にかかわる関係機関の連携により岬町要保護児童対策地域協議会を設置し、児童家庭相談や児童虐待予防の体制整備を図ったところでございます。

次に、「自然にふれあい心豊かに暮らせるまち」についてであります。

岬町男女共同参画プランに基づく事業では男女の人権が尊重される社会を目指しております。平成17年度では啓発誌「らしく」をパートナースタッフとの協働で作成し全戸配布いたしました。

教育関係では、経済的な理由などにより、就学が困難な人を対象に各種奨学金制度に関する情報提供や進路選択に当たっての助言を行う進路選択支援相談や生活上のさまざまな困難を抱えた人に適切な助言を行うことにより、自立を支援する総合生活相談を実施しました。

また、語学指導等を行う外国青年招致事業を通じてアメリカより語学指導助手を招き、中学校、小学校等における英語活動の充実と国際交流の進展を図りました。

スクールカウンセラー配置事業につきましては、いじめや不登校などの問題行動に対応するため臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーを淡輪小学校に拠点として配置し、各小学校における子供や保護者、教員等のカウンセリングを通じてさまざまな課題の解決に資しました。

さらに、教育改革のベースとなる地域の教育力を活性化し、さまざまな人々が直接、間接に学校教育に参加し地域を挙げて子育てに取り組めるよう総合的教育力活性化事業に取り組み、地域の教育力の充実を図りました。

また、町内に住むすべての子供たちを犯罪から守るため毎月8日を子ども安全デーとし、学校安全ボランティアの活動を立ち上げるなど子供の安全確保について住民みんなで見守ることといたしました。またハード面におきましては淡輪小学校校舎の大規模改修を行い外壁防水塗装等を実施いたしました。

次に、「自然を生かして、いきいき魅力満載のまち」についてであります。

地域活性化イベントではマリンフェスティバルにおきましてビーチバレーのワールドツアー日本大会を初めとし、岬マリンフェスティバル実行委員会による豪華花火大会や商工会、海水浴場管理組合による各種イベントなどを行いました。

農業施設改良事業の土地改良事業といたしましては深日南條上池改修事業に着手しました。この事業は平成19年度での完了を目指しております。

また、漁港改修事業といたしましては、大阪府の計画によるふれあい漁港整備事業では深日漁港と小島漁港の埋め立て及び配水管整備を実施したところですが、新規事業として深日漁港漁業施設整備事業を実施し、漁獲物の陸揚げの効率化による漁獲物の鮮度維持を可能といたしました。

就労支援では障害者、母子家庭の母親、中高年齢者等の中で、働く意欲がありながらさまざまな就労障害要因のために就労が困難な方に対し、雇用・就労支援の促進を図るためパソコン教室などの各種講座などの充実に努めました。

次に、「自然を守り、安全で快適に暮らせるまち」についてであります。

大阪府下で唯一残されている自然海岸の環境保全のために、里親制度によるボランティア清掃活動を支援しております。また、環境美化行動の日を毎年6月に設け住民本位による町内全域の公共スペースでの清掃活動も実施しております。

ごみ処理関係では高度排ガス処理対策を行い、ダイオキシン類の排出を抑えるためごみ処理施設においては24時間稼働を行っております。

また、ごみ減量化対策として家電リサイクル法における回収やペットボトルの分別回収地域の拡大を図り、ごみ減量化対策として今後も取り組んでまいります。

防災関係では、岬町地域防災計画に基づき、地域住民の方が地震、津波などの災害から身を守るため防災マップを平成17年6月に全戸配布いたしました。また、消防団による地域防災力の強化を図るため、小型可搬ポンプを購入いたしました。今後も安心、安全なまちづくりを目指してまいります。

土砂災害情報整備事業につきましては、土砂災害から人命を守るため土砂災害関連情報を住民と行政機関が相互通報するシステムの整備をするもので、17年度においては、自動応答装置を設置いたしました。今後も整備を進めてまいります。

住民情報システム関係におきましては、個人情報保護審議会を開催し、個人情報の適正な取り扱いを図りました。

次に、「自然と共生し、便利に暮らせるまち」についてであります。

交通不便者等の移動手段を確保するための路線バス対策事業では、利用者数も安定し住民の認知度も高くおおむね良好な評価をいただいておりますが、今後も住民の移動手段の確保を図るため、同事業に取り組んでまいります。

道路事業につきましては町道西畑線整備事業の道路詳細設計業務及び境界確定決定業務を実施し、また町道小島海岸線ののり面の急勾配区間の整備を行い、落石防止等通行の安全の確保を図りました。

小島漁業集落排水整備事業は公共下水道の施設が未整備で、生活排水による周辺海域の汚染を防ぐため、下水道全体計画区域外である小島地区で生活排水対策を実施するものですが、平成17年度では施設工事の実施設計を行いました。

下水道事業につきましては淡輪地区、深日地区、多奈川地区の面整備を進めてまいりました。本年度までの整備面積は349.07ヘクタール、4,009戸となり、水洗化率75.1%となっています。今後も供用開始面積、水洗化率の向上を図るため地域バランスを考慮しながら面整備を進めてまいります。

また、17年度は町政50周年の年でございます。この記念事業といたしまして、町制要覧を発刊し全戸に配布するとともに、各種団体が主体となって実施するイベントへの補助を公募し、10のイベントを50周年記念として事業補助し、町の活性化を図りました。

本町の最重要課題の一つであります、第二阪和国道の延伸につきましては、平成17年3月25日付で岬町淡輪ランプから和歌山市大谷ランプの間9.4キロメートルが地域高規格道路第二

阪和国道の調査区間に指定され、そのうちの岬町淡輪ランプから岬町深日ランプ間2.2キロメートルにつきましては整備区間に指定され、事業に着手されることになりました。岬町域では現在淡輪ランプまでの早期供用に向けて用地買収等の作業が進められております。今後も関係機関と協調を図るとともに、地権者や沿道住民の理解を得ながら、さらなる促進が図れるよう努めていきます。

土砂採取事業につきましては平成13年3月27日に土砂供給を開始以来、平成17年5月27日に約7,000万立方メートルの土砂供給が終了しました。土砂採取地の土地利用につきましては大阪府と岬町で設立した岬町多奈川地区整備促進協議会におきまして、民間の活力やノウハウの積極的な活用により土地利用計画の具体化を図るため、関係部局、関係機関との協議・調整を進めております。

以上、平成17年度における主要施策の概要につきましてご説明申し上げましたが、これらの成果につきましては議員各位並びに住民の皆様方の多大なるご支援ご協力によるものと深く感謝するものでございます。

次に、各会計の収支状況につきましては、総務部長より説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

和田博之議長 総務部長、中口守可君。

中口総務部長 それでは、各会計ごとの全般的な収支状況をご説明いたします。

決算書とともに送付いたしております平成17年度決算の概要をごらんください。

会計別決算の状況でございますが、一般会計につきましては歳入決算額は67億1,210万6,342円、歳出決算額は66億8,800万8,089円、歳入歳出決算差引額は2,409万8,253円となっております。これから翌年度に繰り越すべき財源392万9,000円を差し引いた実質収支は2,016万9,000円の黒字決算となっております。

一般会計決算は、歳入におきましては、引き続き町税の落ち込みや財源の補てんとなる臨時財政対策債などの一般財源が引き続き減少するとともに、歳出におきましては投資的経費や行財政改革プラン実施による物件費、補助費等が減少したことにより前年度に比べ歳入4.2%、歳出4.3%の減少となりました。平成17年度も一般財源の減少に伴い、多額の財源不足が生じたため、財政調整基金等からの基金繰入金により財源を補い、収支を調整するという非常に厳しい財政運営が求められました。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入決算額は2,260万7,114円、

歳出決算額は2,774万2,560円となっており、歳入歳出決算差引額513万5,446円の歳入不足額につきましては、翌年度歳入繰上充用金で補っております。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額は25億4,326万9,787円、歳出決算額は24億4,264万1,481円となっており、歳入歳出決算差引額1億62万8,306円の黒字決算となっております。

老人保健特別会計につきましては、歳入決算額は22億2,576万8,025円、歳出決算額は22億3,274万8,727円となっており、歳入歳出決算差引額698万702円の歳入不足額につきましては翌年度繰上充用金で補っております。失礼しました、翌年度歳入繰上充用金で補っております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は7億5,006万608円となっております。

介護保険特別会計につきましては、歳入決算額は14億7,201万6,799円、歳出決算額は14億5,679万3,941円となっており、歳入歳出決算差引額1,522万2,858円の黒字決算となっております。

漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は3,819万8,312円となっております。

淡輪財産区特別会計につきましては歳入決算額は1,459万4,271円、歳出決算額は532万4,029円となっており、歳入歳出決算差引額927万242円の黒字決算となっております。

深日財産区特別会計につきましては歳入決算額は4,684万5,709円、歳出決算額は3,605万7,224円となっており、歳入歳出決算差引額1,078万8,485円の黒字決算となっております。

多奈川財産区特別会計につきましては歳入決算額は3,304万5,848円、歳出決算額は3,275万4,181円となっており、歳入歳出決算差引額29万1,667円の黒字決算となっております。

谷川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は1,685万3,330円、歳出決算額は1,519万5,100円となっており、歳入歳出決算差引額165万8,230円の黒字決算となっております。

次に、住宅用地造成事業特別会計につきましては収益的収入額は4円、収益的支出額は11万2,602円となっており、収益的収入から収益的支出を差し引いた11万2,598円が純損

失となっておりますのでございます。前年度繰越利益剰余金が1,605万2,845円となっておりますので、17年度末処分利益剰余金として1,594万247円となっております。

水道事業会計につきましては、収益的収入額は5億6,206万6,942円、収益的支出額は6億3,723万9,529円となっており、収益的収入から収益的支出を差し引いた7,517万2,587円が純損失となっております。前年度繰越利益剰余金が1億2,154万2,007円となっておりますので、17年度末処分利益剰余金は4,636万9,420円でございます。

また、資本的収入額は7,485万6,530円、資本的支出額は2億1,698万5,284円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,212万8,754円は、過年度損益勘定留保資金で補てんしたところでございます。

次に、地方財政に関する各種統計等に用いられる会計であり、一般会計に公営事業会計を除く各種の特別会計、本町の場合は住宅新築資金等特別会計を合算しまして、重複額や借換債を控除しての統計額としてあらわされた普通会計についてご説明いたします。

平成17年度決算の概要の2ページをご参照いただきたいと思います。

平成17年度普通会計の歳入総額は67億2,990万3,000円、歳出総額は67億1,094万円で、翌年度に繰り越すべき財源392万9,000円を除いた実質収支は1,503万4,000円の黒字決算となっておりますが、財政調整基金の取り崩し額等を除いた実質単年度収支は3億8,209万9,000円の赤字決算となっております。

性質別歳入の特徴といたしまして、歳入の根幹をなす町税収入が地価の下落や景気の低迷により対前年度7,874万9,000円、三位一体の改革に伴い、国庫支出金が対前年度2,355万9,000円、国の交付税特別会計の財源不足に対応するため発行される臨時財政対策債を含めました地方債が、対前年度2億800万円とそれぞれ減額となり、財源不足を補うため財政調整基金から3億9,100万円の基金取り崩しを行いました。

また、歳出につきましては、行財政改革プランの実施により職員の給料については減少したものの、退職手当が増加により人件費が対前年度2億2,317万3,000円、下水道事業会計などの繰出金8,226万7,000円とそれぞれ増額となる一方で、行財政改革への取り組みにより物件費が対前年度7,233万5,000円、投資的経費が対前年度1億4,304万6,000円とそれぞれ減額となっております。

財政構造の弾力性を示す重要な指標の一つである経常収支比率につきましては、三位一体の改革に伴い地方譲与税及び交付税が増加したものの、減税補てん債、臨時財政対策債並びに町税の

減収などの経常一般財源は減少しましたが、行財政改革プランの取り組みにより人件費、物件費、補助費等が減少しまして、前年度より3.3ポイント改善しまして96.8%となったものでございますが、なお依然非常に厳しい財政状況となっております。

公債費負担比率につきましては、対前年度0.1ポイント減の20.2%、公債費比率につきましては対前年度0.2ポイント減の18.5%、起債制限比率につきましては対前年度0.1ポイント増の11.9%、また3カ年平均では対前年度0.5ポイント増の11.4%となっております。

次に、地方債現在高につきましては、投資的経費の減少や臨時財政対策債の減少によりまして、前年度より3億9,523万1,000円減少し、普通会計の17年度末現在高は117億4,660万7,000円となっております。

次に、基金につきましては、一般会計所管の17年度基金現在高は5億4,006万3,000円となり、前年度より6億254万1,000円の減額となっております。また、特別会計所管の基金を加えた17年度基金総額でございますが、14億7,970万1,000円となっております。

本年度も前年度に引き続き黒字決算ということになったものでございますが、基金の取り崩しによりまして収支を調整した結果でありまして、財政構造は硬直化が進み財政状況は一段と厳しい状況となっております。

今後も自律できる行財政運営を目指し、より一層の行財改革を積極的に推進し、総合計画の基本目標である「笑顔あふれる いきいきタウン みさき」の実現に向けてまいりたいというように考えております。

以上が平成17年度各会計の概要でございます。よろしくご審議の上、認定いただけますようお願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、事業民生各常任委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。

それでは大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第90号「平成17年度岬町一般会計決算認定の件」から、議案第102号「平成17年度岬町水道事業会計決算認定の件」までの13件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、事業民生の各常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。よって本件については総務文教、事業民生の各常任委員会に付託することに決しました。

和田博之議長 お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認め、本日はこれにて延会することに決しました。

各常任委員さんの皆さんには、委員会付託分の審議についてよろしく願いをいたします。

なお、次の会議は、9月22日午前9時30分から議会運営委員会、午前10時から全員協議会終了後本会議を開きますので、よろしく願いをいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午後2時50分 延会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成18年9月6日

岬町議会

議 長 和 田 博 之

議 員 川 端 啓 子

議 員 鍛 治 末 雄